

業務指示書 (小規模)

コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト 橋梁点検機材据付支援業務

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年4月23日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 島田 清仁 Shimada.Kiyohito@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年4月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁点検に係る各種業務及び調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（据付計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：据付計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（コンゴ民主共和国及びアフリカでの業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語 または フランス語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁点検機材計画】

- 1) 類似業務の経験：橋梁点検に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（コンゴ民主共和国 及びアフリカ）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語 または フランス語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年5月2日 12時
- (2) 場所：本機構本部 1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(CDF1 = 0.113 円 , US\$1 = 102.82 円 , EUR1 = 141.43 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

据付計画
橋梁点検機材計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年5月12日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト 橋梁点検機材据付支援業務

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 据付計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁点検機材計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

コンゴ民主共和国は、長年の内戦の影響による政府機能の不全、経済活動の停滞や人口の一極集中化、失業者の増大や道路、水道、通信等の未整備による社会の不安定化が深刻な問題となっている。このような状況に対し、コンゴ民主共和国は重点5分野(インフラ整備、保健・教育、水・電気、住居の確保、雇用)の中で、インフラ整備を最優先課題として挙げている。

マタディ橋は、我が国の有償資金協力「バナナーマタディ間輸送力増強事業」(1974年～1983年)によって建設された橋梁である。マタディ市は、同国最大の港湾であるマタディ港を有し、外湾であるボマ・バナナと、首都をつなぐ幹線に位置する陸運の要衝である。マタディ橋はコンゴ川対岸を結ぶ唯一の架け橋として物流の活性化に寄与し、経済・社会面において重要な役割を果たしてきた。

一方、建設後28年たった現在、橋梁維持管理の抜本的な点検、補修計画策定が必要となってきている。マタディ橋の維持管理は、キンシャサ・バナナ交通公団(OEBK)により実施されており、マタディ橋建設時に移転された技術・マニュアルを用い、維持管理を行ってきた。しかしながら、コンゴ民主共和国では吊橋が他に存在しないため、国全体として十分な技術が蓄えられておらず、また建設当時に技術を得た技術者の多くは、すでに引退等をしており、若年層の育成が急務である。このような状況に対し、我が国は2010年6月に「橋梁維持管理情報収集・確認調査」、2011年6月に「マタディ橋維持管理計画策定調査」を行い、OEBKのマタディ橋に係る維持管理の現状を把握し、我が国の援助の可能性についてコンゴ民主共和国政府と協議を行ってきた。これらの調査を受け、上記のOEBKのマタディ橋に係る維持管理能力が強化されることを目的にJICAは「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト」(2012年3月～2015年3月)(以下、本プロジェクト)を実施することとした。

本プロジェクトにて、OEBKの所有する橋梁維持管理のための橋梁点検機材・設備を確認し、新規橋梁点検機材の調達を行った(既存及び新規の橋梁点検機材のリストについては、後述3. 配布資料等(1)3)及び4)を参照のこと)。当該新規納入機材が2014年4月下旬に現地到着予定のところ、本業務では、OEBKの行う当該新規納入機材の据付業務を支援することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標：

マタディ橋が継続的に適切に維持管理される。

(2) プロジェクト目標：

OEBKのマタディ橋梁維持・管理能力が強化される。

(3) プロジェクトの成果：

- 1) 中期的な橋梁維持運営管理計画が策定される。
- 2) 維持管理マニュアルが更新される。
- 3) OEBK技術者の日常維持管理技術が更新される

(4) 活動の概要

- 1) 中期的な橋梁維持運営管理計画が策定される。
 - 1-1) 維持管理にかかる運営管理計画（資金計画）を策定する。
 - 1-2) 橋梁の現況調査（健全度調査）を実施する。
 - 1-3) 健全度調査の結果を受けた、橋梁維持管理計画を策定する。
 - 1-4) 維持管理技術者及び橋梁維持運営管理者の人材育成計画を策定する。
- 2) 維持管理マニュアルが更新される。
 - 2-1) 橋梁の現況調査を実施する。
 - 2-2) 現況から必要となる維持管理項目と、既存の維持管理マニュアルの内容を比較し、必要な維持管理（点検・補修）マニュアルの更新を行う。
- 3) OEBK 技術者の日常維持管理技術が更新される。
 - 3-1) 人材育成計画に基づき、点検・補修技術の定期的研修を実施する。
 - 3-2) 日常・定期点検技術について、現場実地指導を実施する。
 - 3-3) 補修技術について、現場実地指導を実施する。

(5) 日本側投入

- 1) 短期専門家派遣（橋梁維持管理技術、橋梁維持管理運営・計画）
- 2) 橋梁健全度調査（含むケーブル開放調査）
- 3) 調達機材にかかる仕様作成及び機材据付管理のための人員
- 4) 点検・補修用機材調達
 - 4-1) 側面点検用昇降足場（内面検査車 2 台・側径間下面検査車 2 台）
 - 4-2) 駆動装置（内面検査車 2 台分・側径間下面検査車 2 台分）
 - 4-3) 塔作業車
 - 4-4) 補剛桁点検用ガントリー（（レール＋下面検査車）× 2 側径間）
 - 4-5) 4 t クレーン付きトラック
 - 4-6) 高所作業車
 - 4-7) 昇降梯子
 - 4-8) 伸縮装置点検足場

(6) 相手国側投入

- 1) カウンターパートの配置
- 2) サポートスタッフの配置
- 3) 事務所スペース
- 4) 点検・維持管理機材

(7) 対象地域

バ・コンゴ州マタディ市

(8) 関係官庁・期間

キンシャサ・バナナ交通公団(OEBK)、運輸省

3. 業務の目的

「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトにかかる

R/Dに基づき橋梁点検機材据付支援業務を実施する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2012年1月6日にキンシャサ・バナナ交通公団(OEBK)と締結したR/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトにおける本業務の位置づけ

本業務は、2012年3月から2015年3月の3年間行われる「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト」において、当該橋梁の維持管理をOEBKが実施する上で必要となる橋梁点検機材の据付を支援するものである。従って、プロジェクトの概要を十分理解した上で、OEBKやJICA等の各関係機関に対してプロジェクトの円滑な実施に寄与する情報を提供することに留意する。なお、本業務は上述「2. プロジェクトの概要」に記載の(5)の3)に当たり、本技術協力プロジェクトの短期専門家として派遣するものである。

(2) 橋梁点検機材据付業務内容

現地での新規橋梁点検機材の据付を行うにあたり、以下の業務をOEBKが直営で実施する。本業務では、OEBKが直営で実施する新規橋梁点検機材の据付業務を支援する。

- 1) 新規下面検査車の取り付け
- 2) 既設検査車の駆動部改修
- 3) 搭検査車の取り付け
- 4) 昇降梯子の取り付け
- 5) 伸縮装置点検用足場の設置

(据付計画の詳細については、後述3. 配布資料等(1)3)を参照すること。なお、新規橋梁点検機材のリスト、数量、仕様、図面等についても後述3. 配布資料等(1)3)及び4)を参照すること。)

6. 業務の内容

(1) 国内準備期間(2014年5月中旬)

1) 情報収集

関連資料(後述3. 配布資料等参照)、マタディ橋の図面や、調達機材の同等品にかかる資料等に基づき、本業務を遂行する上で必要な情報について把握する。

2) 本業務の基本方針、実施スケジュール等の検討

上記1)を踏まえ、具体的な本業務の基本方針、実施スケジュール等を検討する。その内容をインセプションレポート(以下、IC/R)に取りまとめ、JICA経済基盤開発部に提出し、承認を得る。

(2) 現地業務期間 (2014年5月下旬～2014年7月下旬)

以下のとおり、OEBKの実施する橋梁点検機材据付業務の支援を行うことを想定している。その他、支援内容について提案があればプロポーザルに記述すること。

1) 先方実施機関への説明

IC/Rを先方実施機関(OEBK)に説明し、本業務の実施計画、実施スケジュール等の合意を得る。

2) 先方実施機関の現状把握

橋梁点検機材据付業務に係るOEBKの実施能力を把握し、支援の必要な業務について再度整理する。

3) 施工計画

納入した橋梁点検機材に係る施工計画について、OEBKが策定するための支援を行う。

4) 安全管理

安全管理対策について、OEBKが策定・実施するための支援を行う。

5) 工程管理

施工計画に従った工程管理をOEBKが実施するための支援を行う。また、各工事段階において遅延が生じた場合は、OEBKが策定・実施する修正工程計画の支援も行う。

6) 技術指導

施工計画に沿った橋梁点検機材据付業務をOEBKが実施するにあたって、OEBKに勤務するエンジニアに対する技術指導を行う。

7) 品質管理

各設備の組み立て状況の確認、取り付け後の試運転による駆動性、操作性の確認等をOEBKが実施するための支援を行う。

8) 月例報告

業務従事月報を作成し、JICAコンゴ民事務所及び経済基盤開発部に提出する。

(3) 帰国後国内期間 (2014年8月上旬～2014年9月上旬)

現地業務で取り組んだ事項についてファイナルレポート(F/R)に取りまとめ、JICA経済基盤開発部に提出し、承認を得る。

7. 成果品等

JICAに提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

(1) インセプションレポート(IC/R)

関連資料より必要な情報を収集し、本業務に係る具体的な基本方針、実施スケジュール等を取りまとめる。

提出時期：2014年5月中旬

部数：和文5部、仏文3部(うち先方機関に1部)

(2) 業務従事月報

業務の進捗、今後の活動計画、当面の課題を各月で報告する。

提出時期：2014年6月中旬、7月中旬、8月中旬

部数 : 和文 2 部

(3) ファイナルレポート(F/R)

現地調査等、本業務に係るすべての内容を取りまとめる。

提出時期 : 2014 年 9 月上旬

部数 : 和文 5 部、仏文 3 部(うち先方機関に 1 部)、CD-R3 枚

- * F/R の構成・目次案はプロポーザルにおいて提案することとする。
- * IC/R は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。F/R の仕様、印刷、電子化、CD-R の仕様については「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2014年5月中旬より国内での準備作業を開始し、2014年5月下旬から現地業務を行う。帰国後に国内作業を実施した後、2014年9月上旬までにF/Rを作成・提出する。

項目	時期	2014年				
		5月	6月	7月	8月	9月
国内事前準備		□				
現地業務						
国内作業					□	
報告書提出						▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約6.00M/M（通訳除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 総括／橋梁点検機材据付支援（3号）
- 2) 橋梁点検機材管理（4号）

(3) 通訳

本業務には合理的な範囲内で通訳（英語⇄仏語）の現地備上を認める。ただし、経費は直接費のみとする。

3. 配布資料等

(1) 貸与資料

次の資料を貸与資料とし、連絡先は以下のとおり。

- 1) コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理計画策定調査報告書（2011年）
- 2) コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理計画策定支援
（橋梁維持管理技術/健全度調査）報告書（2011年）
- 3) コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト
橋梁点検車に係る調達計画調査 現地調査結果概要（2012年）
- 4) コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト
新規橋梁点検機材一覧表（2013年）
- 5) コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト「橋梁維持管理
運営・計画及び橋梁維持管理技術」短期専門家業務報告書（2012年）
- 6) Main Cable Inspection of Matadi Bridge in Democratic Republic of Congo
（2013年）

※連絡先：経済基盤開発部運輸交通・情報通信第二課（担当：風間）
（TEL:03-5226-8152）

(3) 閲覧資料

以下の資料はJICA図書館（以下のURL参照）より閲覧可能。

- 1) ザイール共和国マタディ橋梁建設計画調査業務報告書 (1977年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000009171.html>
- 2) ザイール共和国マタディ橋梁建設計画調査報告書 (1978年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000009168.html>
- 3) コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト
ケーブル開放調査報告書 (2012年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007139.html>

5. 現地再委託

想定していない。

7. その他の留意事項

(1) ビザ取得及びコンゴ民主共和国内移動許可

現地業務に必要なビザ取得のための招聘状発出及びコンゴ民主共和国内の移動許可にかかる手続きはJICAにて支援する。

(2) 安全管理

治安状況については、JICA コンゴ民事務所、日本国大使館において十分な情報収集を行なうとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行なうこと。また、JICA コンゴ民事務所と常時連絡が取れる体制とするよう留意すること。

以上

